

相続税報酬規定

相続に関する業務報酬は次の金額とさせていただきます。

1. 相続税に係る税務代理及び税務書類作成報酬

(1)基本報酬

遺産総額に応じた報酬額

$$\text{遺産総額} \times 0.8\%$$

(注) 遺産総額とは、全ての遺産等の評価額と3年内贈与加算金額の合計額を指し、次の非課税金額及び評価減の適用前の金額です。

- ①生命保険金及び退職金非課税金額
- ②小規模宅地等の特例による評価減の金額
- ③地積規模の大きな宅地の評価による評価減額金額

(2)加算報酬

① 非上場株式

非上場株式の評価の基本報酬 一社当たり 150,000 円

※会社保有資産に応じた加算

特殊な計算、手間を要する財産及び債務は 個別算定

② 農地の納税猶予 100,000 円

③ 税理士法第33条の2第1項添付書面 100,000 円

④ 資料収集（登記事項書類、公図の取り寄せなど） 実費

⑤ その他の特殊事情の対応 個別算定

☆ 報酬限度額

上記により計算した報酬金額が、(1)の(注)遺産の総額の1.0%を超える場合は、遺産総額の1.0%を上限といたします。

(補足) 報酬は上記「基本報酬」と「加算報酬」の合計額となり、別途消費税を頂戴いたします。

2. 生前の相続税の試算報酬

相続税の試算につきましては、上記の相続税申告書作成報酬の 50%の金額で内容に応じて対応いたします。

* 1度試算した場合の翌年以降につきましては、財産状況及び法令改正などの大幅な再計算が必要な場合を除き、一律 10.5 万円で再計算いたします。

3. 相続対策

相続税対策報酬

遺産総額×0.4%（別途消費税）

暦年贈与の申告書等提出する書類がある場合は別途ご請求致します。

【2. 3. に関する一般的な流れ】

- ①ご主人様の所有財産の金額算出
- ②奥様の所有財産の金額算出
- ③現状の所有財産での相続税額算出
- ④節税方法の提案（生前贈与・生命保険・養子縁組等）
- ⑤二次相続のシミュレーション・遺産分割の検討
- ⑥納税資金の確保
- ⑦遺言書の作成

（対策に際して要する費用についてはお客様負担）

4. 調査立会、意見聴取等（対税務署）

日当 1 日当り	55,000 円
修正申告書作成	55,000 円
折衝費	貢献度、内容に応じて個別算定

5. その他書類作成費用

対税務署	110,000 円～
対税務署外	88,000 円～